

やさしい
町づくり

子どもが笑顔で暮らせる町

24人の待機児童が発生 待機児童ゼロを目指す

少子化が進むなか、今年度の保育園の入所は、定員の270人を大きく上回り、313人の申し込みがありました。町では、保育園と協力し、待機児童ゼロを目指して取り組みましたが、24人の待機児童が発生しました。その後も継続して、町内の保育園や、近隣自治体、関係機関と協力し、保育士の確保等に努めておりますが、現在も9人の待機児童がいます。

そのため、待機児童対策や児童福祉、母子福祉に関する窓口として、今年度から健康福祉課に新たに、子育て支援係を設けました。

町の子どもを取り巻く環境は、今後大きく変わります。来年度には、2つの町立幼稚園が統合し、こども園に生まれ変わる計画です。再来年度は、5つの小学校が統合し、東庄小学校が誕生します。安心して子育てできるよ

う、保育・教育の充実を図り、子どもだけでなく家族みんなが笑顔で過ごし、誰もが安心して暮らせる町づくりを行っていきます。

産後ケアの取り組み

赤ちゃんとお母さんのための産後ケア事業を行っています。専門職による心身のケアや育児相談等を通して、安心して子育てができるようサポートします。

◆利用できる方

- ①②③すべてに当てはまる方
- ①町に住所がある産後4カ月未満の母子
- ②家族等から十分な家事・育児等の協力を得るのが難しい方
- ③産後に心身の不調のある方、育児への不安がある方

◆ケア内容

お母さんの休息のサポート、乳房管理、赤ちゃんのお世話の仕方や授乳の指導、育児相談など

◆場所

ひかり助産院（神栖市）

利用負担額・相談・申請方法については、お気軽にお問い合わせください。

子育てモバイルサービスが始まります

子育て中の保護者の負担を軽減し、複雑化する予防接種スケジュールに対して効率的に対応するため、情報配信を行います。

スマートフォンや携帯電話・パソコンから利用登録し、予防接種の履歴を入力すると、お子さんに合わせたスケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。そのほか、医療機関の検索や健診の日程、子育て情報も掲載します。

6月中旬にサービスを開始する予定です。詳しくは保健衛生係にお問い合わせください。

問い合わせ

保育園、母子福祉など
子育て支援係 ☎ 0910
産後ケア、子育てモバイルなど
保健衛生係 ☎ 0911

まちの母子保健推進員

親子の成長をサポート

地域の親子を見守る相談役として、32人の母子保健推進員を委嘱しました。任期は平成32年3月31日までの2年間です。

地域の相談役として活動

喜びや幸せがいっぱいの子育てにはさまざまな不安や悩みがつきものです。そんな保護者を助け、安心して子育て

ができるように、経験豊富な推進員が町民の皆さんと行政を結ぶパイプ役として活動しています。

推進員の方は、乳幼児のいる家庭へ健診の間診票を届け、町の母子保健サービスの紹介などもしています。乳幼児健診の際には、計測介助も行っていきます。

母子保健推進員

氏名	担当地区
堀江 清美	大久保
渡邊 宏美	舟戸
菅谷美恵子	東和田、神田、稻荷入
伊藤 邦子	小貝野、本郷
岩井 淳子	高部
飯田 秀子	八木山、大友、平台
椎名 桂子	平山
多田 陽子	根方
中嶋美津子	仲内
石毛 順子	大上、新町
本田 里美	大下、坊別
田中 則子	東町
菊野 祥子	東浜、西浜、宿
島田 さく	大新、新上、新中、新下
木内 和子	新田
越川貴美枝	菰敷
林 直美	鹿野戸
西下 里奈	竜神台
滑川美津子	新宿
平山 直子	石出
木之内あけみ	東今泉
石橋美代子	宮本
山本喜世子	青馬
宮口恵美子	今郡
鈴木 明美	羽計
山崎 貴子	羽計(団地、社宅)
青野 知子	仲宿、下宿、東開
岩瀬三千子	御園、北宿、上宿
古賀八重子	粟野
鎌形 豊子	小座
山本 和子	八重穂、西、八幡
高森 快枝	浜宿、東替地、西替地、船場



「子どもたちの成長に喜び」

東庄町母子保健推進員
会長 本田 里美さん(大木戸)



妊娠期から親子を見守る母子保健推進員として活動し、5年目です。お母さんのお腹にいるときから、出産を経て乳幼児健診時のサポートを含め、子どもの成長を見られるのは、とてもうれしく喜びです。『あのお腹にいた子がこんなに大きくなったんだ』と、我がことのように感じます。

妊産婦さんや子どもの数は年によりさまざまですが、減少傾向です。しかし、子育てに悩みや不安は誰しもありません。最近は、お母さんたちも仕事などで外に出る機会が多

く、子育てに仕事に大変だと思えます。

私にも二人の孫がいます。地域の子どもと同じように、子どもや妊産婦さんを見守り、やさしい町にしていきたいですね。



児童手当の現況届は6月中に提出を

現在、児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月中に児童手当現況届を提出しなければなりません。この届け出は、6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届の用紙は、6月上旬に発送する予定です。

◆現況届に必要な添付書類

被用者(サラリーマン等)の方は、健康保険証の写し。そのほか必要に応じて提出書類があります。公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

◆支給対象者

15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育しており、所得が一定以下の方に支給されます。

児童手当支給額(月額)

区分	所得制限未満の方	所得制限以上の方(特例給付)
3歳未満	15,000円	
3歳以上	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	5,000円
	中学生	

問い合わせ 町民課 町民係 ☎86-6070